

第二百十七号議案

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年九月二十四日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百四十号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第二百十七号議案

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例